**平成２３年（フ）第６９号**
鹿児島県指宿市十二町530番地１　コーポ指宿201
債務者　田畑　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２３年（フ）第５４号**
福島県相馬郡新地町小川字二羽渡38番地
債務者　寺島　三郎
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福島地方裁判所相馬支部

**平成２３年（フ）第２９７号**
茨城県つくば市島名2191番地　諏訪Ｃ14街区８
債務者　藤原　章道
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第３０４号**
茨城県土浦市上高津新町５番67号　201
債務者　坪井　幸夫
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第８７号**
岐阜県高山市桐生町８丁目44番地
債務者　寺本　美幸
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２３年（フ）第１５２９号**
京都市左京区吉田下大路町65番地３　ビューパレス吉田214号室
債務者　立岡　えみ
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７６９号**
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地16―306
債務者　中西　政之
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第９９４号**
兵庫県西宮市宝生ヶ丘１丁目19番10号、前住所兵庫県三田市大原1588番地１　Ｃ棟1015号
債務者　山口浅太郎
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第３７６号**
奈良県桜井市大字大福433番地の１
債務者　疋田　和弥
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第４８１号**
愛媛県松山市畑寺２丁目３番30号
債務者　正岡　和江
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４８６号**
愛媛県松山市堀江町甲1396番地２
債務者　菊地　弥生
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５０２号**
愛媛県松山市朝生田町２丁目７番41号　ジョイフル第１朝生田202号、住民票上の住所愛媛県松山市南吉田町587番地２
債務者　佐竹　秀一
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５０３号**
愛媛県松山市枝松６丁目５番25号　第87杉フラット308号
債務者　橋本　義貞
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１０７号**
福岡県宮若市金丸440番地サンハイツ若宮410号
債務者　財満由美子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２３年（フ）第３０３号**
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬266番地５
債務者　明石　涼子（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３８５号**
佐賀県佐賀市柳町７番13号
債務者　清田　　卓
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４０６号**
佐賀県鳥栖市立石町2069番地　麓県営住宅１棟４
債務者　寺﨑　睦江
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係